

■ 興行場の衛生措置について（法第3条）

営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を（市の条例で規定）講じなければならない。

久留米市興行場法施行条例 第8条

(1) 施設全般の管理

- ア 入場者の利用に供する器具等は、常に清潔にしておくこと。
- イ 興行場は、常に清掃し、毎月1回以上消毒すること。
- ウ 常に、ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努めること。

(2) 換気

観覧室等は、上映、上演等の際は、換気を十分に行い、常時、規則★で定める基準に適合するよう空気の浄化を図ること。

★久留米市興行場法施行細則 第8条

条例第8条第2号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 炭酸ガスの含有率は、100万分の1000以下であること。
- (2) 浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき、0.15ミリグラム以下であること。

(3) 照明

入場者の利用に供する場所における照明は、床面から1メートルの高さにおいて20ルクス（上映、上演等の際における観覧室等の照明は、その通路の床面において0.2ルクス）以上とすること。

(4) その他の衛生上の措置

- ア 屋内の興行場において、上映、上演等の時間が2時間30分以上にわたるときは、おおむね2時間30分ごとに少なくとも10分間の休憩時間を設けること。
- イ 従業者が感染症（感染症予防法）第6条の感染症その他の感染性のある疾患をいう。）に罹患しているとき又はその疑いがあるときは、当該従事者を業務に従事させないこと。

※許可申請に伴う審査に係る基準（設置の場所、構造設備）は上記とは異なりますので別資料「興行場の営業許可について」をご参照ください。